

新旧対照条文

- 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）
- 地方公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（附則第二条関係）
- 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（附則第四条関係）

○ 国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）	（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）	（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）
第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。	第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。	第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。
一〇百四十一 （略）	一〇百四十一 （略）	一〇百四十一 （略）
百四十二 漁船保険中央会	百四十三 全国土地改良事業団体連合会	（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）
百四十四 全国中小企業団体中央会	百四十五 全国商工会連合会	（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）
百四十六 漁業共済組合連合会	百四十七 日本銀行	（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）
百四十八 日本弁理士会	百四十九 東京地下鉄株式会社	（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）
百五十 日本アルコール産業株式会社		（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）
（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）		（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）
第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。	第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。	第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。
一〇五十一 （略）		一〇五十一 （略）
五十二 漁船保険中央会		

五十三	日本商工会議所
五十四	全国土地改良事業団体連合会
五十五	全国中小企業団体中央会
五十六	全国商工会連合会
五十七	高压ガス保安協会
五十八	消防団員等公務災害補償等共済基金
五十九	漁業共済組合連合会
六十	軽自動車検査協会
六十一	小型船舶検査機構
六十二	自動車安全運転センター
六十三	危険物保安技術協会
六十四	関西国際空港株式会社
六十五	日本電信電話株式会社
六十六	北海道旅客鉄道株式会社
六十七	四国旅客鉄道株式会社
六十八	九州旅客鉄道株式会社
六十九	日本貨物鉄道株式会社
七十	東日本電信電話株式会社
七十一	西日本電信電話株式会社
七十二	原子力発電環境整備機構
七十三	東京地下鉄株式会社
七十四	日本環境安全事業株式会社
七十五	成田国際空港株式会社
七十六	東日本高速道路株式会社
七十七	首都高速道路株式会社
七十八	中日本高速道路株式会社

七十九	西日本高速道路株式会社
八十一	阪神高速道路株式会社
八十二	本州四国連絡高速道路株式会社
八十三	日本アルコール産業株式会社
八十四	日本郵政株式会社
八十五	郵便事業株式会社
八十六	郵便局株式会社
八十七	株式会社日本政策金融公庫
八十八	株式会社商工組合中央金庫
八十九	株式会社日本政策投資銀行
八十九	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（附則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）

第四十三条 法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一～百十一 （略）

改 正 案 現 行

（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）

第四十三条 法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一～百十一 （略）

百十二	漁船保険中央会
百十三	日本商工会議所
百十四	全国土地改良事業団体連合会
百十五	全国中小企業団体中央会
百十六	全国商工会連合会
百十七	漁業共済組合連合会
百十八	日本銀行
百十九	日本弁理士会
百二十	東京地下鉄株式会社
百二十一	日本アルコール産業株式会社

2 法第百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

2 法第百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一〇六十九 (略)

九十四	九十三	九十二	九十一	九〇	八十九	八十八	八十七	八十六	八十五	八十四	八十三	八十二	八十一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二	七一	七〇
東日本高速道路株式会社	成田国際空港株式会社	日本環境安全事業株式会社	東京地下鉄株式会社	原子力発電環境整備機構	西日本電信電話株式会社	東日本電信電話株式会社	日本貨物鉄道株式会社	九州旅客鉄道株式会社	四国旅客鉄道株式会社	北海道旅客鉄道株式会社	関西国際空港株式会社	八十一 危険物保安技術協会	八〇 自動車安全運転センター	七九 小型船舶検査機構	七八 軽自動車検査協会	七七 漁業共済組合連合会	七六 消防団員等公務災害補償等共済基金	七五 高圧ガス保安協会	七四 全国商工会連合会	七三 全国中小企業団体中央会	七二 全国土地改良事業団体連合会	七一 日本商工会議所	七〇 漁船保険中央会	

一〇六十九 (略)

九十五	首都高速道路株式会社
九十六	中日本高速道路株式会社
九十七	西日本高速道路株式会社
九十八	阪神高速道路株式会社
九十九	本州四国連絡高速道路株式会社
百一	日本アルコール産業株式会社
百二	株式会社商工組合中央金庫
百三	株式会社日本政策投資銀行
百四	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）

第三十九条 法第百四十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一〇三 （略）

改  
正  
案

現  
行

（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）

第三十九条 法第百四十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一〇三 （略）

四 独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。）、独立行政法人日本原子力研究開発機構（独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構並びに日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）、独立行政

法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）、独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、日本たばこ産業株式会社（独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第十条第一項の規定により解

散した旧日本育英会を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター、同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校安全会を含む。）、国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館、独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第一百五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）、放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第一百六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第一百五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金及び同法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。）、独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第一百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業

散した旧日本育英会を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター、同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校安全会を含む。）、国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館、独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第一百五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）、放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第一百六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第一百五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金及び同法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。）、独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第一百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業

者年金基金を含む。）、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第百七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）、独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）、関西国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人雇用・能力開発機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構及び同法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。）

者年金基金を含む。）、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第百七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）、独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）、関西国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人雇用・能力開発機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構及び同法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。）

、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本消防検定協会、輸出入金機構、港湾関連情報処理センター株式会社、全国健康保険協会、日本年金機構、全国土地改良事業団体連合会、地方競馬全国協会、漁船保險中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会、原子力発電環境整備機構、日本弁理士会、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）及び日本環境安全事業株式会社

五 総合研究開発機構法を廃止する法律（平成十九年法律第百号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過するまでの間におけるものに限る。）、独立行政法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、自動車安全運転センター、預金保険機構、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。）、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開發センター、独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺に

、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本消防検定協会、全国健康保険協会、日本年金機構、地方競馬全国協会、成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）及び日本環境安全事業株式会社

五 総合研究開発機構法を廃止する法律（平成十九年法律第百号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過するまでの間におけるものに限る。）、独立行政法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、自動車安全運転センター、預金保険機構、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。）、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開發センター、独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺に

おける航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、地方公務員災害補償基金、危険物保安技術協会、広域臨海環境整備センター、株式会社産業再生機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、株式会社企業再生支援機構、地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第一条の地方公営企業等金融機構及び同法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫を含む。）、日本司法支援センター、日本銀行、株式会社産業革新機構、独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）及び独立行政法人奄美群島振興開発基金

#### 第四十三条　（略）

254　（略）

5　国の職員に係る法第二百四十二条第二項の表第二百四十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一〇三　（略）

四　自動車安全運転センター、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、消防団員等公務災害補償等

おける航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第一条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、地方公務員災害補償基金、危険物保安技術協会、広域臨海環境整備センター、株式会社産業再生機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、株式会社企業再生支援機構、地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第一条の地方公営企業等金融機構及び同法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫を含む。）、日本司法支援センター、株式会社産業革新機構、独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）及び独立行政法人奄美群島振興開発基金

#### 第四十三条　（略）

254　（略）

5　国の職員に係る法第二百四十二条第二項の表第二百四十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一〇三　（略）

四　独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、独立

共済基金、危険物保安技術協会、独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学会研究所を含む。）、独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）、放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本学生支援機構を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構のぞみの園金共済機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園構を含む。）、独立行政法人雇用・能力開発機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。）、年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。）、全国健康保険協会、日本年金機構、全国土地改良事業団体連合会、地方競馬全国協会、独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の規定

行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化研究所を含む。）、独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）、放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学園を含む。）、独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人雇用・能力開発機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。）、年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金基金運用基金を含む。）、全国健康保険協会、日本年金機構、地方競馬全国協会、独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）

により解散した旧農業者年金基金を含む。）、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）、原子力発電環境整備機構、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、関西国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び日本環境安全事業株式会社

した旧日本貿易振興会を含む。）、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）、独立行政法人奄美群島振興開発基金及び独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）

6  
•  
7  
（略）

五  
（略）

○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		（退職手当通算法人）	
		第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。	
一	一六十三	（略）	（略）
六	十四	漁船保険中央会	
六	十五	全国土地改良事業団体連合会	
六	十六	全国中小企業団体中央会	
六	十七	全国商工会連合会	
六	十八	漁業共済組合連合会	
六	十九	日本銀行	
七	二十	日本弁理士会	
七	二十一	東京地下鉄株式会社	
七	二十二	日本アルコール産業株式会社	